第三十六条第二項中「の規定による」を「又は第二十三条の二十六の二第二項（法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第二十三条の二十六の二第三項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認についての調査　百十一万円

第三十六条第四項中「の規定による」を「又は第二十三条の二十六の二第二項（法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第五項の申請に係る承認を除く。）」を加え、同項第三号中「前二号に掲げる調査以外の」を「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に係る」に改め、同条第五項中「又は第八項」を「若しくは第八項」に、「の規定による」を「又は第二十三条の二十六の二第二項（再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第六項第一号及び第九項中「を受けようとするとき」を「について」に改める。

（特許法施行令の一部改正）

第三条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「、同条第十五項」を「（医薬品医療機器等法第十四条の二の二第五項の申請に基づくものを除く。）、医薬品医療機器等法第十四条第十五項」に改め、「）の承認」の下に「（医薬品医療機器等法第十四条の二の二第五項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の申請に基づくものを除く。）」を、「第十九条の二第一項の承認」の下に「（同条第五項において準用する医薬品医療機器等法第十四条の二の二第五項の申請に基づくものを除く。）」を加え、同号ロ中「、同条第十五項」を「（医薬品医療機器等法第二十三条の二の六の二第五項の申請に基づくものを除く。）、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十五項」に改め、「）の承認」の下に「（医薬品医療機器等法第二十三条の二の六の二第五項（医薬品医療機器等法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）の申請に基づくものを除く。）」を、「第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の申請に基づくものを除く。）」を、「第二十三条の二の十七第一項の承認」の下に「（同条第五項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の六の二第五項の申請に基づくものを除く。）」を加え、同号ニ中「（医薬品医療機器等法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）」を「ものを」に改め、「）の承認」の下に「（医薬品医療機器等法第二十三条の二十六の二第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の申請に基づくものを除く。）」を加え、「の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認」を「（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）の申請に基づくもの」に改める。

第四条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第五号中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の三第一項」に改め、同条第八号中「第十四条の二の二第四項」を「第十四条の二の三第四項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第十四条の三第二項」を「第十四条の三第三項」に、「第二十三条の二の八第二項」を「第二十三条の二の八第三項」に、「第二十三条の二十八第二項」を「第二十三条の二十八第三項」に改め、同条第二項中「同条第五項中」の下に「第十四条の二の二第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは」を、「第十九条の二」とあり、及び「」の下に「第十四条の二の二第一項又は」を、「よる第十四条」と、「」の下に「第二十三条の二の六の二第一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは」を、「第二十三条の二の十七」とあり、及び「」の下に「第二十三条の二の六の二第一項又は」を、「よる第二十三条の二十六の二第一項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を加え、「第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、」に、「含む。）又は」を「含む。）、第二十三条の二十六の二第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）又は」に改め、「同条第十三項中「」の下に「第十四条の二の二第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を、「第十四条」と、「」の下に「第二十三条の二の六の二第一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を、「第二十三条の二の五」と、「」の下に「第二十三条の二十六の二第一項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を加える。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号ホ中「ついて医薬品医療機器等法」の下に「第十四条の二の二第一項又は」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介